



生活衛生関係営業企業の事業承継 約半数が「事業承継の意向あり」

日本政策金融公庫が、経営者の年齢が60歳以上の飲食業や旅館業などの生活衛生関係営業を営む企業を対象に実施した「事業承継に関するアンケート調査」結果（有効回答数1773社）によると、事業承継の意向は、「意向あり（第三者への売却・譲渡を含む）」が48.3%、「意向なし」が22.8%、「現時点では考えていない」が28.9%となった。

従業員数別にみると、従業員数の比較的多い企業（6～10人、11人以上）では「意向あり（第三者への売却・譲渡を含む）」が7割以上を占めた一方、2人以下の企業では28.8%にとどまった。2021年10～12月期の採算状況別にみると、「意向あり（第三者への売却・譲渡を含む）」と回答した企業の割合は、「黒字企業」では61.5%、「収支トントンの企業」では49.8%、「赤字企業」では44.8%だった。

事業承継の「意向あり」と回答した企業に対し、後継者の有無を尋ねたところ、「後継者が決まっている」が63.2%、「後継者候補はいる」が24.4%、「後継者はいない（後継者候補もいない）」が12.4%となった。「後継者が決まっている」、「後継者候補はいる」と回答した企業の後継者（後継者候補）との関係は、「子ども」が81.2%と、8割以上を占め、「血縁者以外」は11.0%にとどまった。業種別にみると、「理容業」において「後継者が決まっている」との回答割合が78.3%と最も高く、次いで、「クリーニング業」（73.2%）、「食肉・食鳥肉販売業」（67.9%）の順だった。

所得税等の振替納付日4月21日 申告期限延長の場合は5月31日

振替納税とは、納税者自身の名義の預貯金口座からの口座引落しにより、国税を納付する手続きだが、2021年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の振替納付日は、「4月21日（木）」、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告の振替納付日は、「4月26日（火）」となっている。期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で振替納税ができなかった場合には、延滞税がかかるので注意が必要だ。

延滞税は、法定納期限（2021年分の所得税等は3月15日、個人事業者の消費税等は3月31日）の翌日から納付する日までの期間についてかかる。この場合、金融機関や所轄の税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付することになる。

延滞税の割合は、(1)納期限の翌日から2ヶ月を経過する日までは、年2.4%、(2)納期限の翌日から2ヶ月を経過する日の翌日以後については、年8.7%となる。

また、今回の確定申告では、新型コロナウイルス感染症の影響やe-Taxの接続障害の発生で、個別申請によって申告・納付期限が延長（新型コロナの影響は4月15日まで、e-Taxの接続障害は未定）される。

その場合の預金口座からの振替日は、申告所得税等（3月16日から4月15日までの申告）が「5月31日（火）」、消費税（4月1日から4月15日までの申告）が「5月26日（木）」となっている。